



令和8年3月31日(火) 号外(第10号)

目次

	ページ
規 則	
○群馬県流域下水道事業の会計の特例に関する規則の一部を改正する規則(下水環境課)	2
○群馬県財務規則の一部を改正する規則(会計管理課)	2
告 示	
○分任出納員に対する出納員の事務の委任の告示の一部改正(会計管理課)	1 1
訓 令	
○群馬県庁議規程の一部を改正する訓令(秘書課)	1 2
○群馬県処務規程の一部を改正する訓令(人事課)	1 2
○群馬県公文書管理規程の一部を改正する訓令(総務事務管理課)	1 4
災害対策本部規程	
○群馬県災害対策本部の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程(危機管理課)	1 5
国民保護対策本部規程	
緊急対処事態対策本部規程	
○群馬県国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程(危機管理課)	1 9

規則

群馬県流域下水道事業の会計の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第四十三号

群馬県流域下水道事業の会計の特例に関する規則の一部を改正する規則

群馬県流域下水道事業の会計の特例に関する規則(令和二年群馬県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

第七十一条第一項第二号中「公団」を「独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。)」に改める。

第八十一条第四号、第八十七条第一号及び第八十九条第一号中「公団」を「独立行政法人」に改める。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

群馬県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第四十四号

群馬県財務規則の一部を改正する規則

群馬県財務規則(平成三年群馬県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表教育委員会教育長警察本部長の項トの次に次のように加える。

チ 指定納付受託者に関する事。

第四十条第二項及び第四十二条第一項中「調定減額兼戻出回議書」を「調定減額回議書」に改める。

第六十二条第二項中「又は調定減額兼戻出回議書」を削り、同条第三項中「戻出回議書等」を「戻出回議書」に改め、同条第五項中「又は調定減額兼戻出回議書」を削る。

第六十三条の二中「調定減額兼戻出回議書」を「調定減額回議書」に改める。

第八十二条第一項第二号中「公団」を「独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。)」に改める。

第八十八条第四号中「公団」を「独立行政法人」に改め、同条第十九号を同条第二

十号とし、同条第十八号を同条第十九号とし、同条第十七号の次に次の一号を加える。十八 デビットカードを利用して支払をしなければ事務の取扱いに支障を及ぼすこととなる経費

第九十三条第一項中「次」を「第一号から第五号まで」に、「において、第六号」を「第六号に掲げる経費は想定される外国為替の変動幅の範囲内、第七号」に改め、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 外国為替の変動により支払額が変動するもの

第九十五条第二項第二号中「第六号」を「第七号」に改める。

第九十六条第三号、第九十八条第一号及び第七十三条第三号中「公団」を「独立行政法人」に改める。

第九十九条第一項第十一号中「担保責任」を「契約不適合責任」に改める。第二百五十五条第二号中「」の下に「調定減額回議書」を加え、「調定減額兼戻出回議書」を削る。

別表第一生活子ども部の項中「群馬県立ぐんま学園 群馬県立しるがね学園」を「群馬県立ぐんま学園」に改め、同表健康福祉部の項中「群馬県衛生環境研究所 群馬県食品安全検査センター」を「群馬県衛生環境研究所」に、「群馬県発達障害者支援センター」を「群馬県発達障害者支援センター 群馬県立しるがね学園」に改める。別表第二地域機関等の項中

群馬県立ぐんま学園	次長	に、
群馬県立しるがね学園	次長(経理を担当する次長をいう。)	を
群馬県立ぐんま学園	次長	に、
群馬県立しるがね学園	次長	を
群馬県衛生環境研究所	次長	に、
群馬県食品安全検査センター	次長	を
群馬県衛生環境研究所	次長	に、
群馬県発達障害者支援センター	次長	を
群馬県発達障害者支援センター	次長	に、
群馬県立しるがね学園	次長(経理を担当する次長をいう。)	に改める。

別表第六中「調定減額兼戻出回議書」を「調定減額回議書」に改める。
別記様式第十七号から別記様式第十九号までを次のように改める。

う。

別記様式第17号(規格A4)
(その1)

調定減額回議書						年度
決 裁 日	収入調定者					
本書のとおり調定減額したい。 年 月 日				発議者	庁内電話()	
				所属名		
調定番号		内訳番号		減額回数		
会 計		納期限	年 月 日	最新収納日	年 月 日	
科 目	款 項 目 節 細 節					
相手方	相手方コード 郵便番号 住 所 氏 名					
集合件数		件				
現調定額		正当調定額		差引減額		
収入額		収入未済額				
内 容						
減額理由						
備 考						

(その2)

調定減額内訳書

所属		年度	調定番号	回数	ページ
会計		発議日			
内訳番号				金額	
合 計					

別記様式第18号(規格A4)
(その1)

調定減額回議書(公金振替)						年度
決 裁 日	収入調定者					
本書のとおり調定減額したい。 年 月 日			発議者 庁内電話()			
			所 属 名			
調 定 番 号		内 訳 番 号		減 額 回 数		
会 計		納期限	年 月 日	最新収納日	年 月 日	
科 目	款 項 目 節 細 節					
相手方	公 金 振 替 依 頼 先 所 属					
集 合 件 数		件				
現調定額		正当調定額			差引減額	
収 入 額		収入未済額				
内 容						
減 額 理 由						
備 考						

(その2)

調定減額内訳書(公金振替)

所属		年度	調定番号	回数	ページ
会計		発議日			
内訳番号				金額	
合 計					

別記様式第19号（規格A4）

（その1）

調定減額回議書（個別システム）					年度	
決 裁 日	収入調定者					
本書のとおり調定減額したい。		年 月 日		発議者 庁内電話（ ）		
				所属名		
調定番号			内訳番号		減額回数	
会 計			納期限	年 月 日	最新収納日	年 月 日
科 目	款 項 目 節 細 節					
相手方	相手方コード 郵便番号 住 所 氏 名					
集合件数		件				
現調定額		正当調定額			差引減額	
収入額		収入未済額				
内 容						
減額理由						
備 考						

(その2)

調定減額内訳書(個別システム)

所属		年度	調定番号	回数	ページ
会計		発議日			
内訳番号				金額	
合 計					

別記様式第五十号及び別記様式第五十一号中

内 容	
-----	--

を

内 容	展出予定日
-----	-------

に

改める。

別記様式第六十七号中

小 計					
給与費 (給与電算)					
共催費 (給与電算)					
小 計					
合 計					
展 出					

を

小 計					
給与費 (給与電算)					
共催費 (給与電算)					
小 計					

に

合 計					
展 出					
一般分の公金振替額					
給与分の公金振替額					

改める。

別記様式第三十号「記入、押印の上」や「記入の上」並びに

「5 本書の有効期間は、発行日から1年間です。もし1年を経過した場合は、支払金融機関で未払証明を受け、再請求手続を行ってください。」

「5 本書の有効期間は、発行日から1年間です。もし1年を経過した場合は、再請求手続を行ってください。」

別 則

この規則は令和八年四月一日から施行する。

■ 告 示

◎群馬県告示第109号

分任出納員に対する出納員の事務の委任の告示(平成19年群馬県告示第171号)の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月31日

群馬県知事 山本 一 太

表文化財保護課の項中「文化財保護課」を「文化遺産課」に改める。

表廃棄物・リサイクル課の項委任事務の欄中「行政代執行」の次に「並びに群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例(平成25年群馬県条例第47号)に基づき命じた措置に対する行政代執行」を加える。

訓令

群馬県訓令甲第二号

群馬県庁議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和八年三月三十一日

県庁
地域機関
専門機関

群馬県庁議規程の一部を改正する訓令

群馬県知事 山本 一太

群馬県庁議規程(平成四年群馬県訓令甲第六号)の一部を次のように改正する。
第三条第一項中「危機管理監」の下に、「スポーツ推進監」を加え、同条第二項中「スポーツ局長」を「湯けむり国スポ・全スポぐんま大会局長」に改める。

附則
この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

群馬県訓令甲第三号

群馬県処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和八年三月三十一日

県庁
地域機関
専門機関

群馬県処務規程の一部を改正する訓令

群馬県知事 山本 一太

群馬県処務規程(昭和三十九年群馬県訓令甲第八号)の一部を次のように改正する。
第二条第三号中「危機管理監」の下に、「スポーツ推進監」を加える。
第三十五条第一項の表年次有給休暇の項及び病欠休暇の項中「危機管理監」の下に「スポーツ推進監」を加え、同表特別休暇の項第三号中「第三条第四項第一号」を「第十条の二第一項」に改め、同項第十三号の三中「その子の看護」を「その子の看護等」に、「又は疾病の予防を図るために必要なその子の世話をを行う」を「疾病の予防を図るために必要なものとして人事委員会が定めるその子の世話若しくは学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号)第二十条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして人事委員会が定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち人事委員会が定めるものへの参加をする」に改め、同項第十七号中「職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため」を「次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が」に改め、同号に次のように加える。

イ 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。
ロ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。

第三十五条第一項の表介護休暇の項中「危機管理監」の下に、「スポーツ推進監」を加える。

第四十一条の見出しを「(営利企業従事等)」に改め、同条第一項中「営利を目的とする私企業」を「商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業(以下「営利企業」という。)」に、「自ら営利を目的とする私企業」を「自ら営利企業」に、「営利企業等従事許可申請書」を「営利企業従事等許可申請書」に改め、同条第四項中「営利企業等に従事しよう」を「営利企業への従事等をしよう」に改める。別表第一しらがね学園の項を削り、同表中

発達障害者支援センター

次長。次長が不在のときは、主務係長

を

発達障害者支援センター	次長。次長が不在のときは、主務係長
-------------	-------------------

しらがね学園

次長。次長が不在のときは、主務係長

に改め、同表下水総合事務所の項中「(センターにあつては、センター長)」を削る。別表第二食品安全検査センターの項を削り、同表農林大学の項中「農林部長。農林部長が不在のときは、農林部次長又は研修部長。農林部長及び農林部次長又は研修部長が共に不在のときは、主務係長(学科にあつては、学科長)」を「副校長。副校長が不在のときは、次長。副校長及び次長が不在のときは、主務係長」に改める。別記様式第十七号を次のように改める。

別記様式第17号（規格A4）（第41条関係）

営利企業従事等許可申請書 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">_____年__月__日</div> 人事課長 様 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">所 属 _____ 職氏名 _____</div> 次のとおり営利企業への従事等をしたいので、許可してください。		
区 分	<input type="checkbox"/> 営利企業役員への就任 <input type="checkbox"/> 自営 <input type="checkbox"/> 事業・事務への従事	
従 事 先	名 称 _____	
	所 在 地 _____	
	事業内容 _____	
従 事 する 業 務	役 職 _____	
	業務内容 _____	
	報 酬 <input type="checkbox"/> 年額 <input type="checkbox"/> 月額 <input type="checkbox"/> 日額 <input type="checkbox"/> 時間額 <input type="checkbox"/> その他（_____） _____円	
	従事期間 _____年__月__日から_____年__月__日まで	
	従事時間 <input type="checkbox"/> 年____回 <input type="checkbox"/> 月____回 <input type="checkbox"/> 週____回 <input type="checkbox"/> 1回限り 1回（日）当たりの従事時間 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none; vertical-align: top;"> <input type="checkbox"/> 週休日 ____時間__分 ____：____から____：____まで </td> <td style="width: 50%; border: none; vertical-align: top;"> <input type="checkbox"/> 勤務日 ____時間__分 ____：____から____：____まで うち勤務時間内に係る部分 ____：____から____：____まで </td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 週休日 ____時間__分 ____：____から____：____まで
<input type="checkbox"/> 週休日 ____時間__分 ____：____から____：____まで	<input type="checkbox"/> 勤務日 ____時間__分 ____：____から____：____まで うち勤務時間内に係る部分 ____：____から____：____まで	
営利企業従事等を必要とする理由	_____	
営利企業従事等に伴う職務遂行への支障、職務の公正の確保、職員の品位の確保等についての確認	<input type="checkbox"/> 職務の遂行に支障を及ぼすおそれがない <input type="checkbox"/> 職員の職と特別な利害関係又はその発生のおそれがない <input type="checkbox"/> 職員の職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるおそれがない <input type="checkbox"/> その他全体の奉仕者たる公務員として適当である	
所属長の意見 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">所属長職氏名 _____</div>		

注 従事しようとする企業等からの依頼書その他事実を証明し得る書類を、添付すること。

附則

- 1 この訓令は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第三十五条第一項の表特別休暇の項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に提出されている改正前の別記様式第十七号の規定による申請書については、改正後の同様式の規定により提出されたものとみなす。

群馬県訓令甲第四号

県庁
地域機関
専門機関

群馬県公文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和八年三月三十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県公文書管理規程の一部を改正する訓令

群馬県公文書管理規程(令和三年群馬県訓令甲第四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「スポーツ局」を「湯けむり国スポ・全スポぐんま大会局」に改める。

第八条第二項第三号中「危機管理監及び」を「危機管理監、スポーツ推進監及び」に改め、「危機管理課」の下に、「スポーツ推進監宛てのものはスポーツ振興課」を加え、同項第四号中「スポーツ局長」を「湯けむり国スポ・全スポぐんま大会局長」に、「スポーツ振興課」を「大会総務課」に改める。

第二十条第一項第二号中「課・所ごと」を「課名又は機関名ごと」に改める。
別表第一の1の表地域創生部の項中

「文化財保護課 スポーツ振興課 湯けむり国スポ・全スポぐんま準備課」	を	「文財 ス振 スボ」
「文化遺産課 スポーツ振興課 大会総務課 施設調整課 競技式典課」	を	「文遺 ス振 ス大 ス施 ス競」
「生活いっしょの県中 ぐんま学園 しろがね学園」	を	「ぐん学 し学」

ぐんま学園
に改め、同表健康福祉部の

項中

「吾妻保健福祉事務所
吾妻保健所
利根沼田保健福祉事務所
利根沼田保健所
太田保健福祉事務所」

吾保福
吾保福
利保福
利保福
太保福

を

「吾妻保健福祉事務所企画福祉課
吾妻保健福祉事務所保健課
吾妻保健所
利根沼田保健福祉事務所企画福祉課
利根沼田保健福祉事務所保健課
利根沼田保健所
太田保健福祉事務所企画福祉課
太田保健福祉事務所保健課」

吾保福
吾保健
吾保健
吾保福
利保福
利保健
利保
太保福
太保健

に

「衛生環境研究所
食品安全検査センター」

衛研
食安セ

を

「衛生環境研究所」

衛研

に

「発達障害者支援センター」

発障支

を

「発達障害者支援センター
しろがね学園」

発障支
し学

に改め、同表農政部の項中

「中部農業事務所
中部家畜保健衛生所
西部農業事務所
西部家畜保健衛生所
吾妻農業事務所
吾妻家畜保健衛生所
利根沼田農業事務所
利根沼田家畜保健衛生所
東部農業事務所」

中農
中家農
西家農
西家農
吾妻農
吾妻農
利家農
利家農
東農

を

中部農業事務所農畜産課	中部農業事務所担い手・園芸課	中部農業事務所伊勢崎地域農業課	中部農業事務所家畜保健衛生課	中部農業事務所農畜整備課	中部農業事務所淡川農村整備センター	中部家畜保健衛生所	西部農業事務所農畜産課	西部農業事務所担い手・園芸課	西部農業事務所富岡地域農業課	西部農業事務所家畜保健衛生課	西部農業事務所農村整備課	西部家畜保健衛生所	吾妻農業事務所農畜産課	吾妻農業事務所担い手・園芸課	吾妻農業事務所家畜保健衛生課	吾妻農業事務所農村整備課	吾妻家畜保健衛生所	利根沼田農業事務所農畜産課	利根沼田農業事務所担い手・園芸課	利根沼田農業事務所家畜保健衛生課	利根沼田農業事務所農村整備課	利根沼田家畜保健衛生所	東部農業事務所農畜産課	東部農業事務所担い手・園芸課	東部農業事務所桐生地域農業課	東部農業事務所館林地域農業課	東部農業事務所家畜保健衛生課	東部農業事務所農村整備課	東部農業事務所館林農村整備センター		
中農畜	中農畜	中農畜	中農畜	中農畜	中農畜	中農畜	西農畜	西農畜	西農畜	西農畜	西農畜	西農畜	吾農畜	吾農畜	吾農畜	吾農畜	吾農畜	利農畜	利農畜	利農畜	利農畜	利農畜	東農畜	東農畜	東農畜	東農畜	東農畜	東農畜	東農畜	東農畜	東農畜

に改める。

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

災害対策本部規程

群馬県災害対策本部規程第一号

群馬県災害対策本部の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年三月三十一日

群馬県災害対策本部長 山本 一太

群馬県災害対策本部の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程

群馬県災害対策本部の組織及び運営に関する規程(昭和三十九年群馬県災害対策本部規程第一号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「同条第五項に規定する」の下に「スポーツ推進監、同条第六項に規定する」を加える。

第五条第一項中「掲げる部」の下に「、室」を加え、同条第三項中「課等」の下に「及び同表第六欄に掲げる課等」を加え、同条第五項から第七項までを削る。

第十一条中「総務部防災総括班長」を「司令室対策班長」に改める。

別表第一総務部の部の前に次のように加える。

統括司令部	司令室	一 災害応急対策の全体管理に関すること。 二 災害応急対策の方針に係る企画及び立案に関すること。
総括調 整官	一 災害応急対策の実務指揮に関すること。	
対策班	一 災害対策本部の運営に関すること。 二 本部長又は本部会議からの指示、指令等の伝達に関すること。 三 各班応急対策業務の総合調整に関すること。 四 中央連絡部 現地本部及び地方部との連絡調整に関すること。 五 自衛隊の災害派遣要請に関すること。 六 都道府県相互応援の要請に関すること。 七 その他いづれの部にも属しない事項に関すること。	
情報班	一 人的被害及び住家被害を中心とする包括的な災害情報の収集に関すること。 二 市町村との連絡調整(要請情報等)に関すること。 三 地震及び気象情報の受領及び伝達に関すること。 四 各部からの災害情報の取りまとめに関すること。 五 内閣総理大臣、消防庁長官及び中央防災会議に対する報告に関すること。	
救出・救助 調整班	一 被災者の救出及び救助に関すること。 二 消防機関との連絡調整に関すること。 三 市町村消防応援の要請に関すること。 四 緊急消防援助隊の調整に関すること。	

航空運用調整班	戦略広報班	物資支援調整班	応援職員調整班	被災者支援班
<p>五 消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第二条第七項に規定する危険物、高圧ガス、火薬類及び放射性物質に係る災害応急対策に関すること。</p> <p>一 航空運用調整に関すること。</p>	<p>一 広報に関すること。</p> <p>二 報道機関との連絡調整に関すること。</p> <p>三 記録写真及び記録映像の撮影に関すること。</p>	<p>一 受援に関する状況把握・取りまとめ(物資支援)に関すること。</p> <p>二 応援に関する状況把握・取りまとめ(物資支援)に関すること。</p> <p>三 受援・応援調整(物資支援)に関すること。</p> <p>四 資源の調達・管理に関すること。</p> <p>五 県物資集積拠点の開設・運営に関すること。</p> <p>六 救援物資の輸送に関すること。</p> <p>七 救援物資の保管及び受払いに関すること。</p> <p>八 避難所運営支援(物資支援)に関すること。</p>	<p>一 受援に関する状況把握・取りまとめ(人的支援)に関すること。</p> <p>二 応援に関する状況把握・取りまとめ(人的支援)に関すること。</p> <p>三 受援・応援調整(人的支援)に関すること。</p> <p>四 被災市町村の業務支援のための県応援職員の調整及び庁内からの応援に関する状況把握に関すること。</p> <p>五 被災市町村の業務支援のための県応援職員の派遣に関すること。</p> <p>六 避難所運営支援(人的支援)に関すること。</p>	<p>一 災害救助法(昭和二十二年法律第十八号)に基づく救助の実施に係る取りまとめに関すること。</p> <p>二 被災者氏名等公表に関すること。</p> <p>三 住家被害認定調査に関すること。</p>

別表第一総務部の部防災総括班の項を削り、同部総務班の項中「総務班」を「本部活動支援班」に改め、同項第一号中「防災総括班を除く」を削り、同項中第八号を第十号とし、第七号の次に次の二号を加える。

八 災害対策に係る予算措置に関すること。

九 緊急通行車両の確認事務に関すること。

部	統括司	令部	部	部長担当職	班	司令室	総括調整官	対策班	情報班	救出・救助調整班	航空運用調整班	戦略広報班	物資支援調整班
部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部
部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部
部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部
部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部
部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部
部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部

別表第一総務部の部財政班の項及び避難所支援班の項を削り、同部渉外班の項中「渉外班」を「連絡・調整班」に改め、同表知事戦略部の部広報班の項を削り、同表農政部の部食料調達班の項を削り、同表産業経済部の部生活必需品班の項を削り、同部地域企業支援班の項に次の二号を加える。

三 商業に係る災害情報の収集に関すること。

四 商業に係る災害応急対策に関すること。

別表第二を次のように改める。

地域創生部		知事戦略部		総務部			
地域創生部長		知事戦略部長		総務部長			
スポーツ推進監		デジタル戦略推進監					
地域創生支援班	文化財保護班	外国人支援班	地域創生総務班	知事戦略支援班	交通対策班	情報通信ネットワーク班	知事戦略総務班
文化振興課長	文化遺産課長	ぐんま暮らし・外国人活躍推進課長	地域創生課長	グリーンイノベーション推進課長	交通イノベーション推進課長	デジタルトランスフォーメーション課長	戦略企画課長
スポーツ振興課長							地域外交課長
大会総務課長							監査委員事務局長
施設調整課長							総務事務管理課長
競技式典課長							局長
							人事課長
							財産有効活用課長
							財政課長
							税務課長
							統計課長

環境森林部		健康福祉部		生活こども部			
環境森林部長		健康福祉部長		生活こども部長			
環境森林総務班		健康福祉総務班		生活こども推進監			
環境森林班	環境汚染対策班	環境保全課長	健康福祉支援班	医薬品対策班	衛生・食品衛生課長	要配慮者対策班	疫療・防疫班
林業対策班	ごみ・し尿対策班	環境政策課長	健康福祉課長	薬務課長	食品・生活衛生課長	地域福祉課長	健康福祉課長
自然環境課長	林政課長	環境政策課長	監査指導課長				医務課長
森林保全課長	廃棄物・リサイクル課長						健康福祉課長
林業振興課長							地域福祉課長
							私学・青少年課長
							校・児童福祉班
							民間相談班
							ボランテニア・県民活動支援・広聴課長
							生活こども課長
							も総務班
							生活こども課長
							消費生活課長

備部 県土整備部					産業経 済部					農政部				
長 県土整備部					長 産業経済部					農政部長				
班 施設対策	砂防班	班 河川水防	班 道路対策	班 県土整備 総務班	班 産業経済 応援班	班 観光	班 地域企業 支援班	班 燃料対策	班 産業経済 総務班	班 農政応援	班 農地・農 業用施設 対策班	班 農作物・ 施設対策	班 農政総務	班 応援
都市整備課長	砂防課長	河川課長	道路管理課長	監理課長	未来投資・デ ジタル産業課 長	観光リトリ ー ト推進課長	地域企業支 援 課長	産業政策課長	産業政策課長	農業構造政策 課長	農村整備課長	米麦畜産課長	農政課長	
都市計画課長			道路整備課長	建設企画課長	労働政策課長 eスポーツ・ クリエイティ ブ推進課長 労働委員会事 務局長							農政課長 野菜花き課長 蚕糸特産課長	農業構造政策 課長	

警備部		議会部		会計部		学校教 育部		教育管 理部		病院部		企業部				
警備部長 危機管理対 策統括官		議会議務局長		会計管理 者		教育次長 (指導担 当)		教育次長		病院局長		企業局長				
班 警備対策	議会班	班 経理班	班 学校教育 応援班	班 公立学校 指導班	班 社会教育 施設班	班 公立学校 施設班	班 教育総務	班 病院総務	班 水道班	班 団地班	班 発電班	班 企業総務	班 農地整備 応援班	班 下水道班	班 住宅対策	班 被災宅地 建物班
警備第二課長	議会議務局長	会計管理課長	学校人事課長	義務教育課長	生涯学習課長	管理課長	教育委員会事 務局総務課長	病院局経営戦 略課長	水道課長	団地課長	発電課長	企業局総務課 長	契約検査課長	下水環境課長	住宅政策課長	建築課長
	議事課長 政策広報課長		健康体育課長	高校教育課長 特別支援教育 課長		福利課長						企業局経営戦 略課長				

警務部	警務部長	警務対策班	警務課長		
生活安全全部	生活安全全部長	生活安全対策班	生活安全企画課長		
地域部	地域部長	地域対策班	地域課長		
刑事部	刑事部長	刑事対策班	刑事企画課長		
交通部	交通部長	交通対策班	交通企画課長		
情報通信部	関東管区警察局長 群馬県情報通信部長	通信対策班	機動通信課長		

別表第二の二を削る。

附則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。

■ ■ 国民保護対策本部規程
緊急対処事態対策本部規程

群馬県国民保護対策本部規程第一号
群馬県緊急対処事態対策本部規程第一号

群馬県国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年三月三十一日

群馬県国民保護対策本部長 山本 一太
群馬県緊急対処事態対策本部長 山本 一太

群馬県国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程

群馬県国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の組織及び運営に関する規程(平成十八年群馬県国民保護対策本部規程第一号及び平成十八年群馬県緊急対処事態対策本部規程第一号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「第五項に規定する」の下に「スポーツ推進監、同条第六項に規定

する」を加える。

別表第二地域創生部の部中「地域創生部長」を「地域創生部長
スポーツ推進監」に改め、同部地

域創生部長の款文化財保護課長の項中「文化財保護課長」を「文化遺産課長」に改め、
同款地域創生応援班の項中「湯けむり国スポ・全スポぐんま準備課長」を「大会総務
施設調整
競技式典

課長
課長
課長
に改める。

附則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
